

入札参加業者各位

質問書の回答について

財産管理課長  
(公印省略)

下記件名の仕様書等に係る質問書が提出されましたので、回答いたします。

記

入札日 令和8年5月11日(月)午前11時10分  
件名 非侵襲的光学皮膚カロテノイド量測定装置一式賃貸借業務(長期継続契約)

質問内容		回答	
【質問1】	予算の減額又は削除により契約解除となった場合、弊社よりリース料残債を請求することは可能でしょうか。あるいは、これにつき別途協議の場を設けていただくことは可能でしょうか。また、過去に同様の理由により契約の変更又は解除をされたことはございますでしょうか。	【回答1】	協議の場を設けます。 過去に予算の減額又は削除により契約の変更又は解除された案件はございません。
【質問2】	弊社の責によらない事由(感染症拡大や半導体不足の影響等)により指定納期に間に合わない場合、指名停止等の処分や賠償請求なく、契約期間の変更などの協議に応じていただけますでしょうか。	【回答2】	協議の場を設けます。
【質問3】	入札書記載金額は「税別・期間中総額」の認識でよろしいでしょうか。	【回答3】	ご認識のとおりです。

【質問4】	契約期間満了後対象物件を貴市へ無償譲渡する旨記載がございますので、リース料に固定資産税は含まないという認識でよろしいでしょうか。	【回答4】	ご認識のとおりです。
【質問5】	貴市契約規則第8条(2)に基づき、事前の入札参加資格確認申請をもって入札保証金は免除されるという認識でよろしいでしょうか。	【回答5】	入札参加資格確認申請を審査し、市契約規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができます。 結果については、入札参加確認通知書にて通知します。
【質問6】	弊社が落札者となった場合、貴市契約規則第26条に基づき契約保証金は免除されるという認識でよろしいでしょうか。	【回答6】	市契約規則第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。
【質問7】	応札前に本件契約書案を提示いただくことは可能でしょうか。	【回答7】	仕様書に基づく契約となるため、応札前の契約書案の提示はいたしません。

以上